

リース契約を利用する場合は、交付される補助金相当額をリース契約に反映させ、予めリース料総額を低減する方式を推奨しています。リース会社様のご協力をお願い致します。

リースを利用した場合のリース料金の算定根拠明細書について

1. 月額リース料金が期間均等でない場合（初回又は最終支払い回で端数を含め支払う場合等）

・リース料金総額の差額は、補助金相当額以上であることが必要です。 [(B) ≥ (A)]

・右記の事例のとおり、月額リース料金に端数が生じる場合は、リース料金総額は当該端数分を含めて記入し、当該端数分の調整方法が分かる内容をご記入ください。

事例)

- ・リース料金総額の差額（補助金相当額）：160,000円
- ・リース契約期間：60ヶ月

※リース料金総額の差額をリース契約期間で按分した場合

⇒月額リース料金の差額が2,666.666…円となり、月額で0.666…円の端数が生じます

軽減税率対策補助金 リース料金の算定根拠明細書					共通別紙	
					平成	年 月 日
1. メーカー・開始日・リース契約期間・補助金相当額						
メーカー		開始日	平成	年 月 日		
リース契約期間	60	ヶ月	補助金相当額	(A)	160,000	円
2. リース料金						
	補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額			
リース料金総額 (消費税別)	300,000	140,000	(B)	160,000	円	
月額リース料金 (消費税別)	5,000	2,333		2,666	円	
事務局使用欄 (申請者は記入不要)						

例) 端数分の金額については、初回の支払いで調整します (初回のみ2,706円)。

2. 補助金相当額を月額リース料金の減額以外で中小企業者の資金的負担軽減を図る場合

・右記の事例のとおり、補助金相当額を月額リース料金に反映しない場合は、中小企業者の資金的負担軽減が分かる内容をご記入ください。

※リース料金総額は必ずご記入ください。

軽減税率対策補助金 リース料金の算定根拠明細書					共通別紙	
					平成	年 月 日
1. メーカー・開始日・リース契約期間・補助金相当額						
メーカー		開始日	平成	年 月 日		
リース契約期間	60	ヶ月	補助金相当額	200,000	円	
2. リース料金						
	補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額			
リース料金総額 (消費税別)	300,000	100,000		200,000	円	
月額リース料金 (消費税別)					円	
事務局使用欄 (申請者は記入不要)						

例) 補助金相当額 (200,000円) については、現金で還元し、中小企業者の資金的負担を軽減します。